

下田市国民保護計画

平成19年3月

下 田 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	1
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	3
1	関係機関の事務又は業務の大綱	3
2	関係機関等の連絡先	6
3	国民の保護に関する仕組み	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	7
1	武力攻撃事態	7
2	緊急処理事態	10
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	市における組織・体制の整備	12
1	平素の業務	12
2	職員の参集基準等	12
3	消防機関の体制	12
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	13
第2	関係機関との連携体制の整備	13
1	連携体制の整備に当たっての基本的考え方	13
2	県との連携等	13
3	近隣市町との連携	14
4	指定公共機関等との連携等	14
5	自主防災組織に対する支援	14
6	ボランティア団体等に対する支援	14
第3	通信の確保	15
第4	情報収集・提供等の体制整備	16
1	基本的考え方	16
2	警報等の伝達に必要な準備	16
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	17
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	17

第5章	研修及び訓練	18
1	研修	18
2	訓練	18
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	19
1	避難に関する基本的事項	19
2	避難実施要領のパターンの作成	19
3	救援に関する基本的事項	19
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	20
5	避難施設の指定への協力	20
6	生活関連等施設の把握等	20
第3章	物資及び資機材の備蓄	21
1	国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備	21
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検	21
第4章	国民保護に関する啓発	21
1	国民保護措置に関する啓発	21
第3編	武力攻撃事態等への対処	23
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	23
1	初動連絡体制の確立及び初動措置	23
2	市対策本部に移行する場合の調整	23
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	23
第2章	市対策本部の設置等	24
1	市対策本部の設置	24
2	現地調整所	25
3	通信の確保	26
第3章	関係機関相互の連携	26
1	国・県の対策本部等との連携	27
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	27
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	27
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	27
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	28
6	市の行う応援等	28
7	自主防災組織に対する支援	28
8	ボランティア活動への支援等	28
9	住民等への協力要請	28
第4章	警報及び避難の指示等	29
第1章	警報の伝達等	29
1	警報の内容の伝達	29
2	警報の内容の伝達方法	29

3	関係機関への警報の流れ	3 0
4	緊急通報の伝達及び通知	3 0
第 2	避難住民等の誘導等	3 1
1	避難の指示の通知・伝達	3 1
2	避難実施要領の策定	3 2
3	避難住民等の誘導	3 4
4	避難先地域の指定を受けた場合の対応	3 7
第 5 章	救援	3 7
1	救援の実施	3 7
2	関係機関との連携	3 8
3	救援の内容	3 8
4	救援の際の物資の売渡要請等	4 0
第 6 章	安否情報の収集・提供	4 1
1	安否情報の収集	4 1
2	県に対する報告	4 2
3	安否情報の照会に対する回答	4 2
4	日本赤十字社に対する協力	4 2
5	安否情報の収集・整理・提供の主な流れ	4 3
第 7 章	武力攻撃災害への対処	4 3
第 1	生活関連等施設の安全確保等	4 3
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	4 3
2	武力攻撃災害の兆候の通報	4 3
3	生活関連等施設の安全確保	4 4
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	4 4
第 2	N B C 攻撃による災害への対処等	4 4
1	N B C 攻撃による災害への対処	4 4
第 3	応急措置等	4 6
1	退避の指示	4 6
2	警戒区域の設定	4 7
3	応急公用負担等	4 8
4	消防等に関する措置等	4 8
第 8 章	被災情報の収集及び報告	4 9
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	4 9
1	保健衛生の確保	4 9
2	廃棄物の処理	5 0
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	5 1
1	生活関連物資等の価格安定	5 1
2	避難住民等の生活安定等	5 1
3	生活基盤等の確保	5 1

第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	5 1
1	法で規定される特殊標章等	5 1
2	特殊標章及び赤十字標章等に係る普及啓発	5 2
第 4 編	復旧等	5 3
第 1 章	応急の復旧	5 3
1	基本的考え方	5 3
2	公共的施設の応急の復旧	5 3
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	5 3
1	基本的考え方	5 3
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	5 3
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	5 3
2	損失補償及び損害補償	5 4
3	県の総合調整及び指示に係る損失の補てん	5 4
第 5 編	緊急対処事態への対処	5 5
1	緊急対処事態	5 5
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	5 5